

tosu  
miyaki  
kiyama  
kamimine

第4章

基本理念の実現に向けた施策の展開

# 第4章

## 基本理念の実現に向けた施策の展開

### 基本目標 1 個人の尊厳の確立

#### 基本施策 1 認知症対策の充実・強化

##### 現状と課題

- ・高齢者要望等実態調査によると、介護、介助が必要になった原因として、「認知症(アルツハイマー病等)」が31.4%となっており、地域には認知症の方が多数存在すると考えられることから、認知症対策の充実が必要です。
- ・一方、認知症の人、特に若年性認知症の人の実態把握が十分でないため、要支援・要介護認定情報等から実態把握を行う必要があります。
- ・地域での認知症に対する正しい知識を得る機会が少ないため、積極的な情報発信や周知活動が必要です。
- ・認知症の人とその家族へ対する包括的な支援体制の確立が必要です。

##### 施策の方向性と展開

- ・在宅の認知症の人やその疑いのある人について、その症状や家族の抱える不安などの実態把握を行います。
- ・地域包括支援センター等を中心として、医療・介護従事者、行政機関、家族等の支援に携わる者や対象者が一堂に会する「地域ケア会議」の実施をめざします。
- ・ケアの専門職が認知症に関する十分な知識・理解と対応技術を有し、適切なケアが可能な体制をめざします。
- ・地域全体で認知症の人を適切に支えるため、正しい知識や認識を培える体制をめざします。
- ・認知症の人や家族からの相談に対し、適切な対応ができる体制の構築をめざします。

##### 施策の視点

- ・認知症に関する実態把握
- ・予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した対応の充実
- ・認知症を正しく理解し支える人材の育成と活道支援

#### 【施策実現のための主な事業】

事業名	事業の目的と事業概要	事業区分
高齢者実態把握事業	要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対し実施する実態調査の際に、その症状や家族の抱える不安などの認知症に関する実態把握を行います。 また、認知症疾患医療センター等の専門医療機関における確定診断や地域の医療機関(かかりつけ医)からの情報提供を受け、地域の認知症高齢者に関する認知症の重症度、状態等についての実態把握を行います。	地域支援事業 (介護予防事業)



多職種協働の地域ケア会議の開催	地域包括支援センター等を中心として、医療・介護従事者、行政機関、家族等の支援に携わる者や対象者が一堂に会する「地域ケア会議」を実施し、アセスメント結果を活用したケア方針（将来的に状態が変化し重症となった場合や緊急時対応等を含む。）を検討・決定する体制構築のための支援を行います。	地域支援事業 (包括的支援事業)
介護保険PR事業	本組合で発行する「みんなの介護保険」などで、市町高齢福祉担当課や地域包括支援センター等の既存の認知症相談窓口について広報します。 また、認知症に関する特集記事を組み、正しい知識を持つことの啓発を行います。	組合自主事業
認知症の人と家族の会に対する支援	認知症の方やその家族の相談の場としての役割を担っている「認知症の人と家族の会佐賀県支部 東部地区会」と連携し、必要な支援を行います。	地域支援事業 (介護予防事業)
子ども達と学ぶ認知症「絵本教室」	公立図書館で実施されている「保護者の読み聞かせ会」や「お話会」などとの連携を行います。 具体的には、読み聞かせを行う本として、認知症についてわかりやすく解説された絵本などを用いるよう図書館へ提案します。 また、要請があれば読み聞かせ会の際に本組合職員が出張し、認知症に関する説明を行います。 このことにより、地域住民が認知症を正しく理解し、みんなで支え合える体制づくりをめざします。	地域支援事業 (介護予防事業)
介護予防講演会	一般住民向けの介護予防講演会を市町との共催で開催し、地域住民の認知症に対する理解を深める取り組みを実施します。	地域支援事業 (介護予防事業)
介護職員等基礎研修事業	介護職員等基礎研修事業において、認知症ケアに関するカリキュラムを実施することにより、介護職員の正しい認知症ケアの習得をめざします。	地域支援事業 (任意事業)

# 第4章

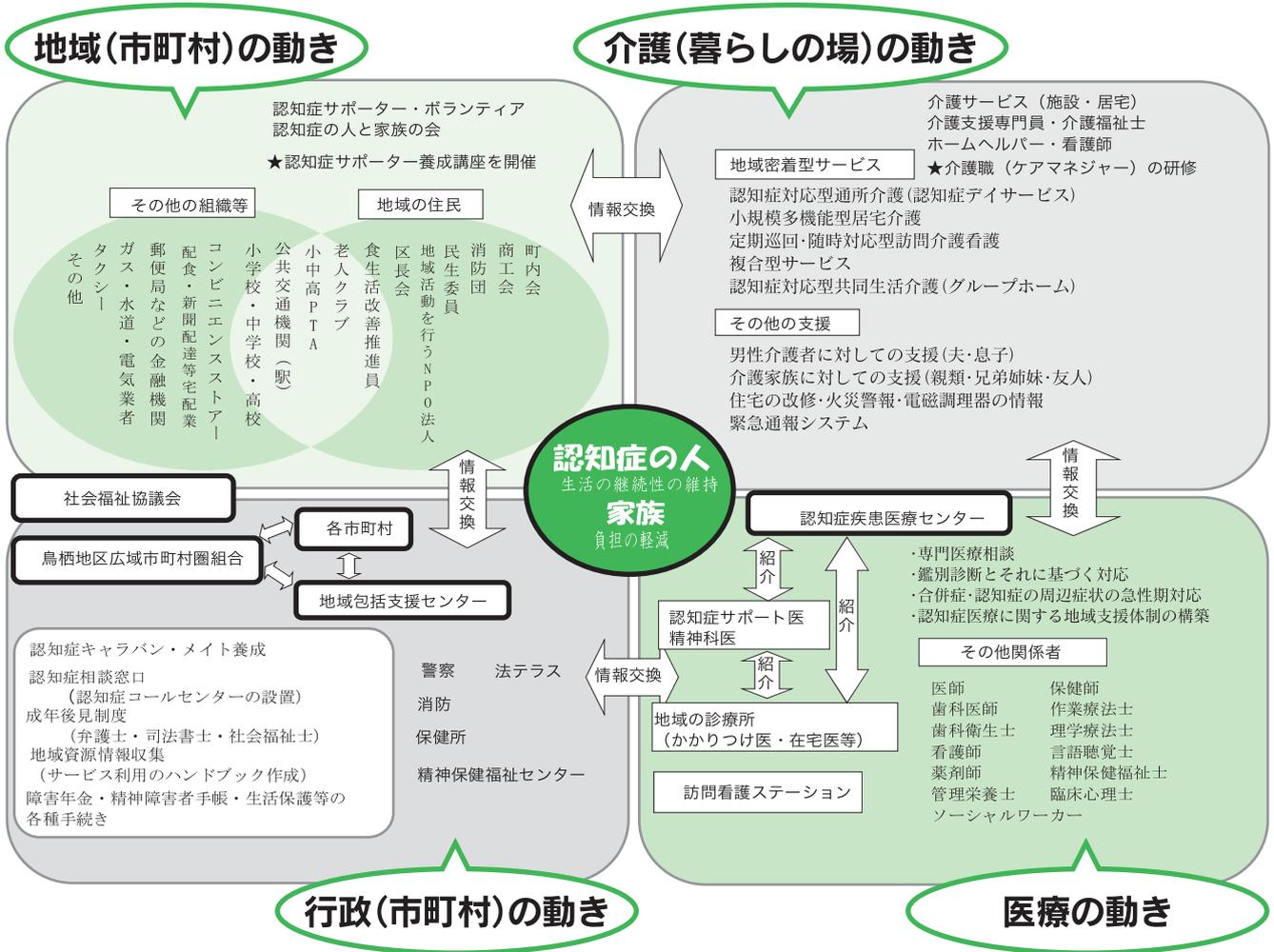
## 基本理念の実現に向けた施策の展開

<p>認知症の人と家族のための支援ガイドブック</p>	<p>認知症に関する基礎知識、相談先、取り組み、支援の概要を冊子にまとめ、認知症の方やその家族等に配布します。          このことにより、認知症の家族がいても不安にならない環境の整備をめざします。          また、各市町が行う認知症サポーター養成講座の基礎資料として活用します。</p>	<p>地域支援事業          (任意事業)</p>
<p>認知症疾患医療センターとの連携</p>	<p>認知症医療の核となる認知症疾患医療センターと地域包括支援センターとの連携を推進し、地域における認知症対策を強化する取り組みを行います。</p>	<p>地域支援事業          (包括的支援事業)</p>
<p>認知症関係機関との連携</p>	<p>「佐賀県もの忘れ相談ネットワーク」や佐賀県の設置する「認知症コールセンター(電話相談)」等の認知症に関する関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。          また、認知症サポート医との連携を通じて、認知症の早期発見や地域の認知症対応についての啓発を図ります。</p>	<p>地域支援事業          (介護予防事業)</p>
<p>認知症サポーター養成講座</p>	<p>認知症になっても安心して暮らせるまちになることを目的として、市町により実施している認知症サポーター養成講座と連携します。</p>	<p>市町事業</p>



## 【認知症に関する支援体制】

認知症に関する制度や連携が必要と考えられる機関について整理したものです。  
 今後、それぞれが相互に連携することで、地域の認知症の方を支えていく必要があります。



# 第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

## 【認知症疾患医療センター】

認知症疾患医療センターは、保健・医療・介護機関等との連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を目的として、都道府県により設置されます。

厚生労働省は、認知症における専門医療の提供、介護との連携の中核機関として同センターを位置づけており、図1によりそのイメージを示しています。

佐賀県においては、平成23年12月1日付で次の医療機関が認知症疾患医療センターとして指定されています。（「佐賀県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」に基づき指定）

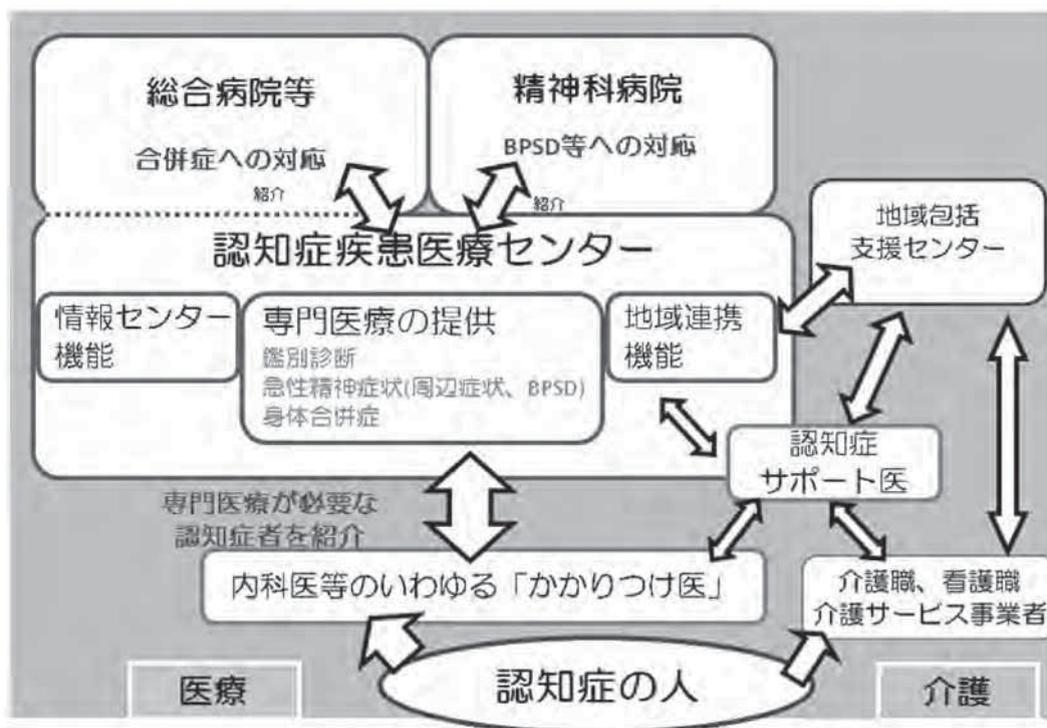
### 佐賀県認知症疾患医療センター指定状況(指定期間:H23.12.1~H26.3.31)

区分	指定医療機関
基幹型	佐賀大学医学部附属病院
地域型	独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター
	医療法人財団友朋会 嬉野温泉病院
	医療法人松籟会 河畔病院

本組合の所在する佐賀東部ブロックは、肥前精神医療センターが所管センターのため、同センターとの連携が必要です。（図2：佐賀県版認知症疾患医療体制）

出典：厚生労働省 図1

### 認知症疾患医療センターの機能と連携





# 第4章

## 基本理念の実現に向けた施策の展開

### 基本目標1 個人の尊厳の確立

#### 基本施策2 高齢者虐待防止・権利擁護の推進

##### 現状と課題

- ・本組合は、鳥栖市、みやき町、基山町及び上峰町の1市3町の介護保険事務を行う一部事務組合ですが、高齢者虐待防止法の所管は、構成市町となっています。また、構成市町が行う高齢者虐待防止法に関する事務の一部を地域包括支援センターが行っています。このことから、本組合、構成市町及び地域包括支援センター相互の連携を深め、適切な対応を行うことが必要です。
- ・高齢者要望等実態調査によると、「精神的に負担が大きい」23.8%、「体力的に介護・介助が困難である」13.1%と、家族介護者の負担が大きいことが分かりました。家族介護者に対する支援を行い、介護者の負担を軽減する必要があります。

##### 施策の方向性と展開

- ・高齢者を地域で支え、高齢者虐待につながるサインの早期発見や未然に虐待を防止するため、関係機関相互のネットワークの構築をめざします。
- ・定期的に高齢者虐待防止についての情報発信を行うことで、地域の高齢者の権利擁護に対する認識を深めます。
- ・家族介護者に対する支援を行うことにより、高齢者の権利の侵害が起こりにくい地域づくりをめざします。

##### 施策の視点

- ・介護する家族への支援の充実
- ・高齢者虐待防止、権利擁護のしくみの強化

#### 【施策実現のための主な事業】

事業名	事業の目的と事業概要	事業区分
虐待の早期発見	虐待に至るケースが、要支援・要介護認定を受けている高齢者に多くみられることから、認定調査時に虐待の疑いがないかの確認を行います。	地域支援事業



<p>介護保険PR事業 (再掲)</p>	<p>本組合で発行する「みんなの介護保険」などに、家族介護に関する特集記事を定期的に掲載し、家族介護者の負担軽減を図ります。</p> <p>独居や高齢者のみの世帯が増え、権利侵害を受けやすい人や権利擁護が必要な人が増えていることから、効果的な広報活動を行うことにより、成年後見制度の活用促進に努めます。</p>	<p>組合自主事業</p>
<p>地域包括支援センターによる啓発活動及びセンター機能の強化</p>	<p>高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターにより、高齢者虐待防止についての啓発活動を行い、高齢者虐待の早期発見や未然防止に努めます。</p> <p>また、センター職員の資質を向上することにより、高齢者虐待防止のための適切な対応ができる体制を整えます。</p>	<p>地域支援事業 (包括的支援事業)</p>
<p>家族介護交流会・研修会等の開催</p>	<p>家族介護者を対象に、食事介助や移動・移乗介助など介護技術の基本に関する研修会を年に2回開催します。</p> <p>家族介護者の介護技術を高めることにより、介護負担の軽減を図り、高齢者の権利が守られるように支援します。</p>	<p>地域支援事業 (任意事業)</p>
<p>高齢者虐待防止に関する要綱・マニュアル等の整備・活用</p>	<p>構成市町ごとに高齢者虐待防止に関する要綱やマニュアルを整備するよう支援します。</p> <p>このことにより、本組合、市町及び地域包括支援センターの役割を明確にし、相互の連携をめざします。</p>	<p>地域支援事業 (包括的支援事業)</p>
<p>連携会議の開催</p>	<p>現在行っている次の会議を継続し、関係機関の連携強化を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 構成市町連携会議</li> <li>2. 地域包括支援センター社会福祉士職種会議</li> </ol>	<p>地域支援事業 (包括的支援事業)</p>
<p>多職種協働の地域ケア会議の開催 (再掲)</p>	<p>地域包括支援センター等を中心として、医療・介護従事者、行政機関、家族等の支援に携わる者や対象者が一堂に会する「地域ケア会議」を実施し、アセスメント結果を活用したケア方針(将来的に状態が変化し重症となった場合や緊急時対応等を含む。)を検討・決定する体制構築のための支援を行います。</p> <p>このことにより、高齢者虐待防止に関する適切な取り組みをめざします。</p>	<p>地域支援事業 (包括的支援事業)</p>

# 第4章

## 基本理念の実現に向けた施策の展開

### 基本目標2 在宅生活の重視

#### 基本施策3 地域包括ケアシステムの構築

##### 現状と課題

- ・高齢者要望等実態調査では、「一人暮らし」は、14.8%となっており、国勢調査からも、年々増加していることがうかがえます。また、家族と同居であっても、日中は1人で過ごしている高齢者が増えています。このことから、高齢者の在宅生活のための支援策が必要です。
- ・高齢者を包括的に支えるための相談窓口である、地域包括支援センターを知らないもしくは利用したことがない人が多いことが分かりました。高齢者が安心して生活するために、地域包括支援センターの周知と利用促進が必要です。

##### 施策の方向性と展開

- ・介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた家や地域でその人らしく安心して生活していくことができるよう支援策の充実を図ります。
- ・可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」並びに「見守り・配食・買い物」などの多様な生活支援サービスや「権利擁護」のための事業などを、高齢者の日常生活の場において有機的かつ一体的に提供していく体制の構築をめざします。

##### 施策の視点

- ・地域包括支援センターの機能強化

#### 【施策実現のための主な事業】

事業名	事業の目的と事業概要	事業区分
地域包括支援センターの周知	地域住民に地域包括支援センターを浸透させ、より相談しやすいものとするため、地域包括支援センターが行う周知活動を支援します。	地域支援事業 (包括的支援事業)
地域包括支援ネットワークの構築	地域包括支援センターが開催する地域ケア会議・ネットワーク会議等を通じて、本組合、市町及び地域包括支援センターが相互に連携しながら、地域住民・関係機関との連携体制の構築をめざします。	地域支援事業 (包括的支援事業)
地域包括支援センター運営協議会との連携	地域包括支援センター運営協議会と地域包括支援センターの関係を強化し、会議の場での地域包括支援センターの適切な評価や有効な助言を得る場となるよう取組みます。	地域支援事業 (包括的支援事業)

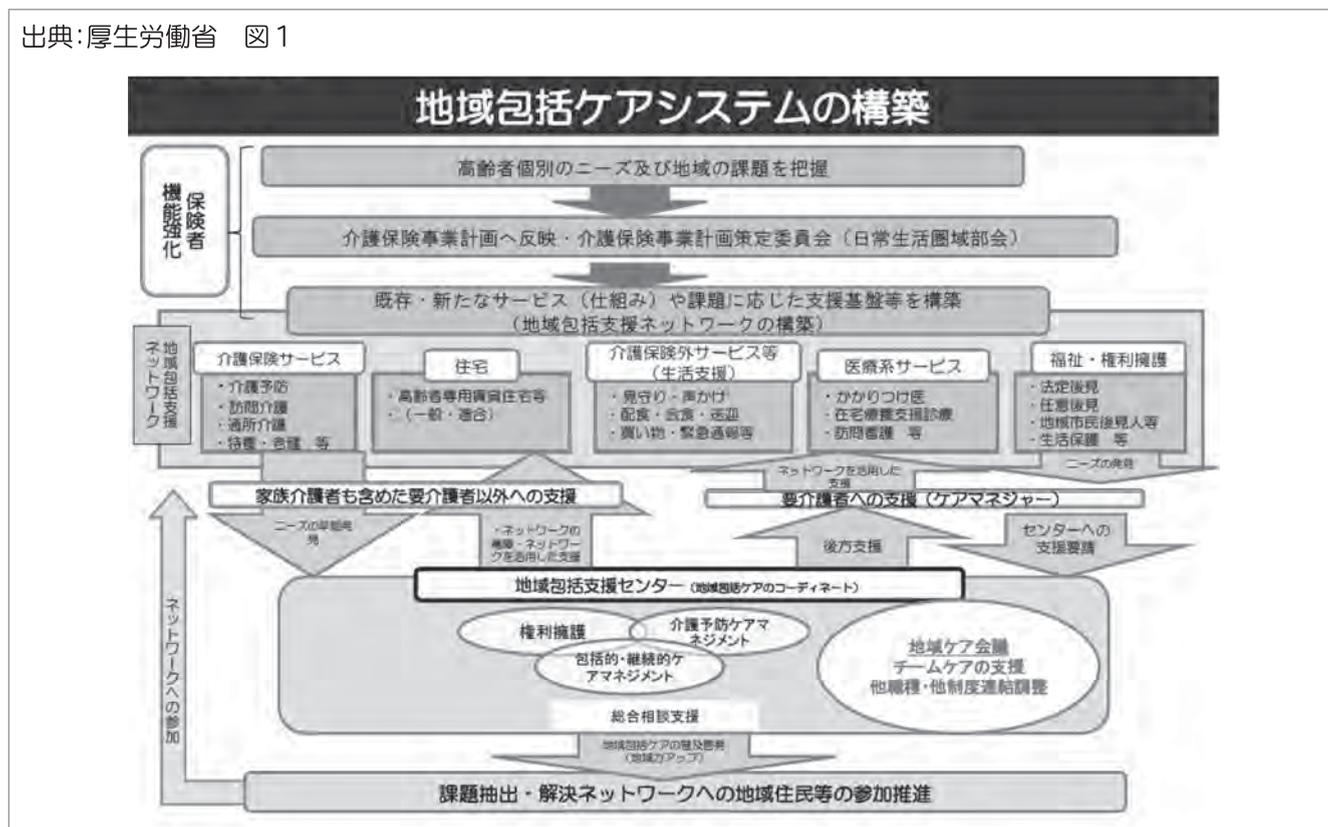


実績報告書の提出と運営状況確認の実施	毎月の実績報告の内容確認と地域包括支援センターの事務所訪問による運営状況確認等により、各センターの平準化・レベルアップを図ります。	地域支援事業 (包括的支援事業)
地域包括支援センター連携会議の開催	本組合、構成市町及び地域包括支援センター相互の連携を図るため、定期的に連携会議を開催します。	地域支援事業 (包括的支援事業)
専門職種会議の開催	保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の職種会議を定期的に開催し、他センターとの情報交換、連携、職員の資質向上を図ります。	地域支援事業 (包括的支援事業)
専門職種ごとの研修会の開催	保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の専門職種ごとに研修会を開催し、地域包括支援センター職員の資質向上を図ります。	地域支援事業 (包括的支援事業)

### 【地域ケアシステムの構築について】

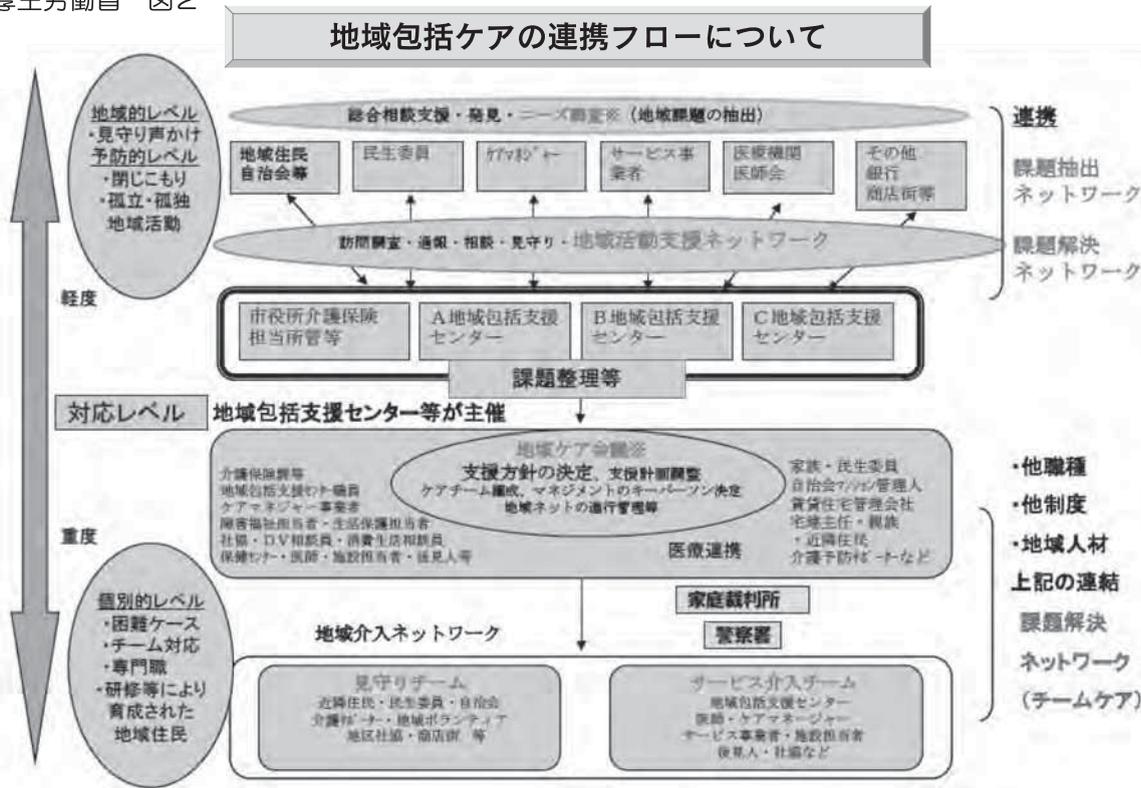
厚生労働省は、地域包括ケアシステムの構築に当たり、図1～3のようなイメージを示しています。本圏域は、日常生活圏域部会において、それぞれの圏域における地域ケアシステムのあるべき姿について協議しました。

出典：厚生労働省 図1

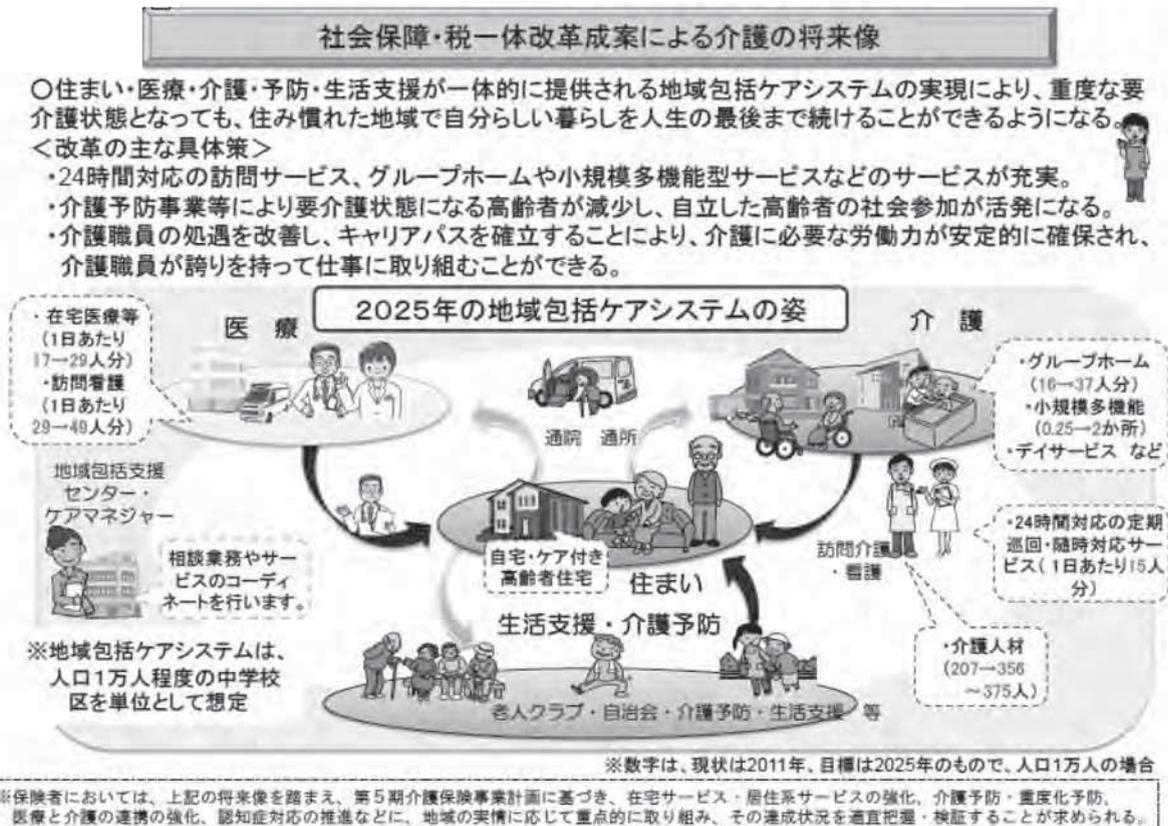


# 第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

出典：厚生労働省 図2



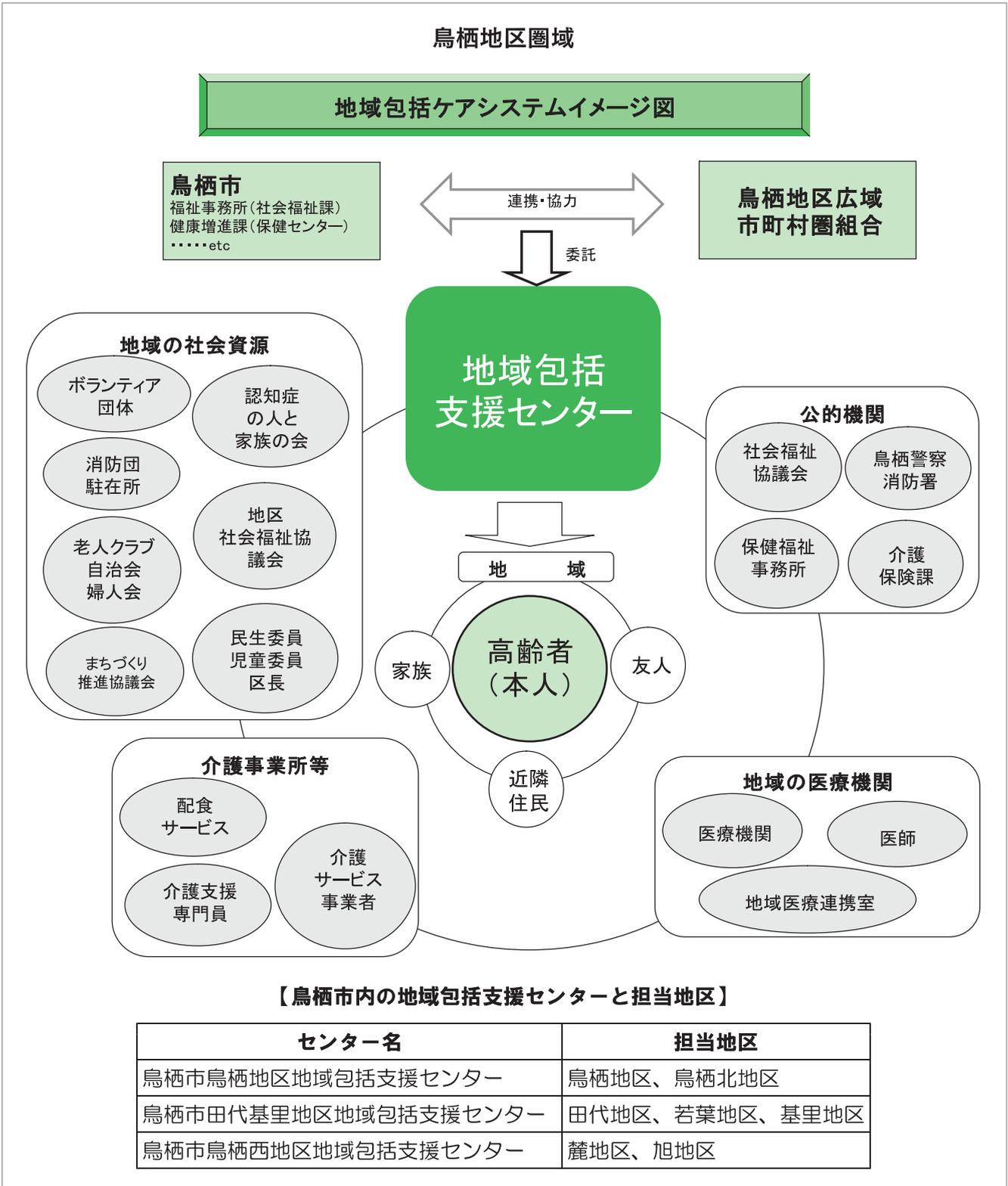
出典：厚生労働省 図3





【日常生活圏域ごとの地域ケアシステムのイメージ】

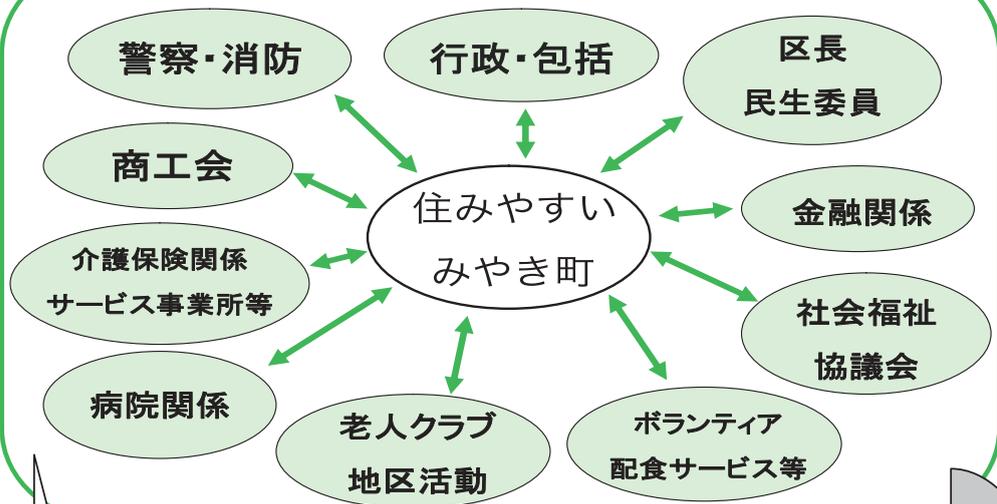
日常生活圏域部会の中で、それぞれの圏域における地域ケアシステムのあるべき姿について協議していただき、その結果についてイメージでまとめたものです。



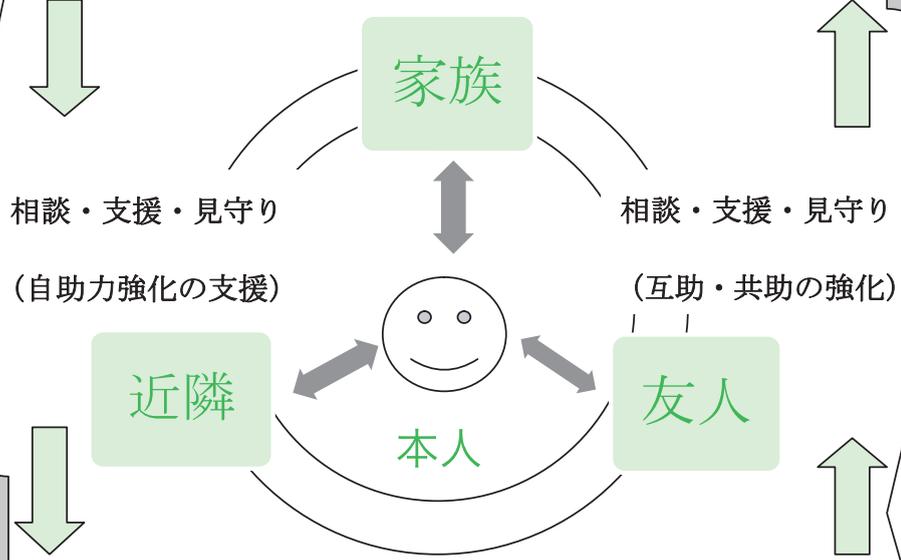
# 第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

みやき地区圏域

住み続けたい町づくりのために！



コーディネート(みやき町地域包括支援センター)



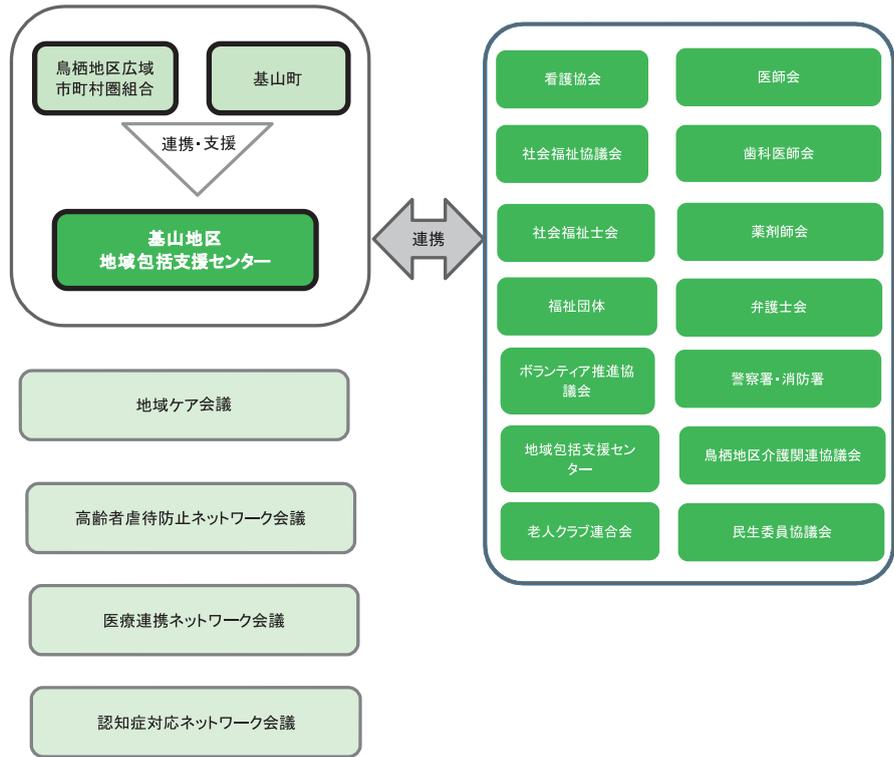
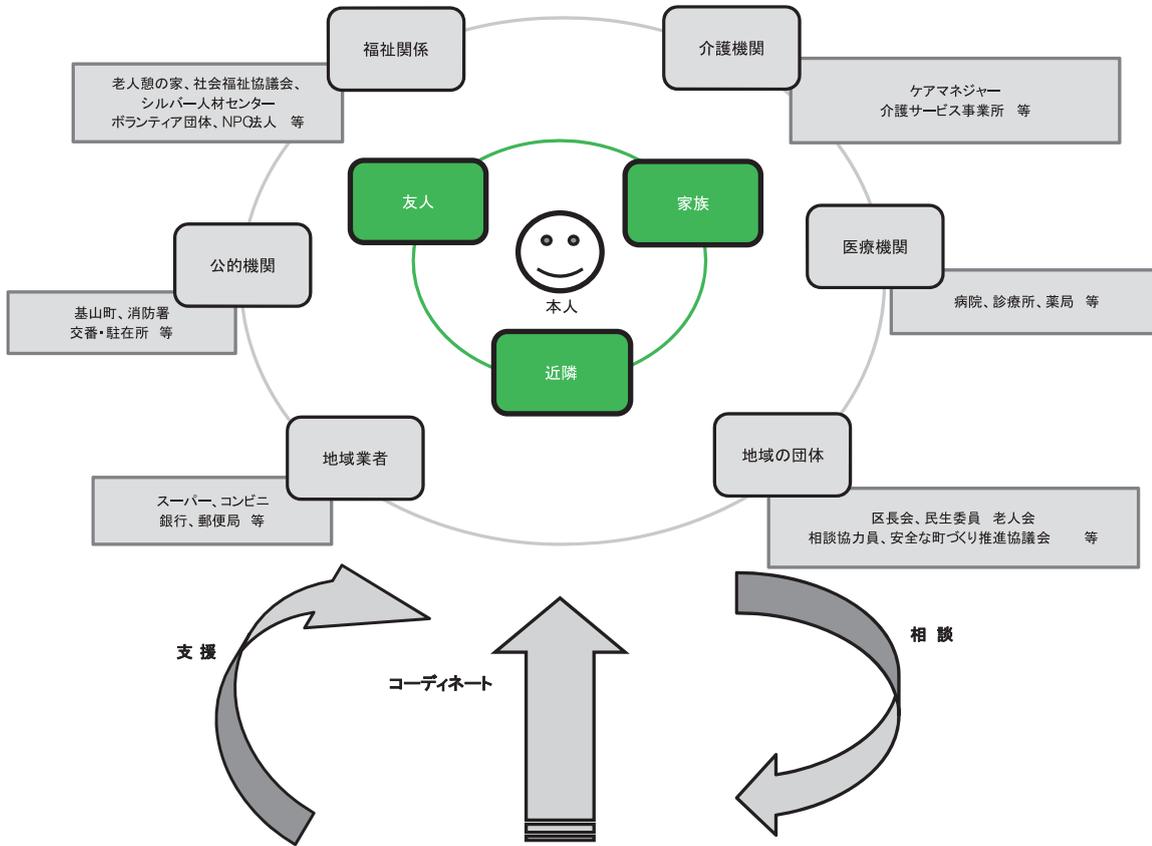
みやき町全体ネットワーク会議

- 地域ケア会議 (校区単位)
- 専門職種 ケアマネネットワーク会議
- 在宅介護 支援センター 運営会議
- 高齢者虐待防止 ネットワーク 会議 (認知症対応も含む)

第4章

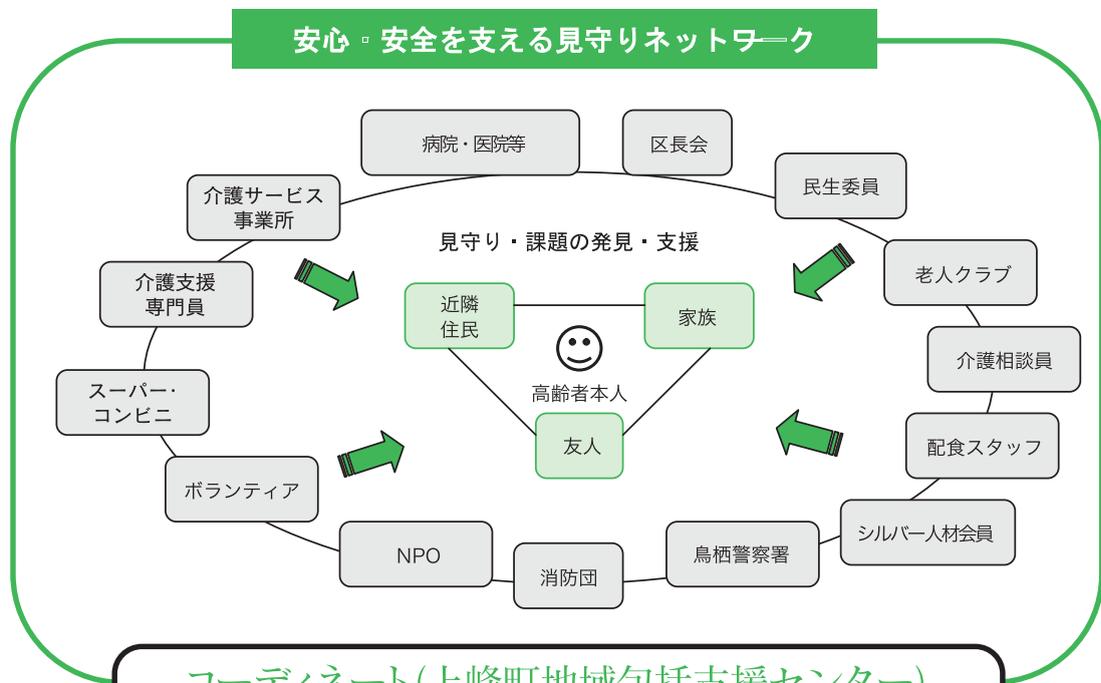


### 基山地区圏域

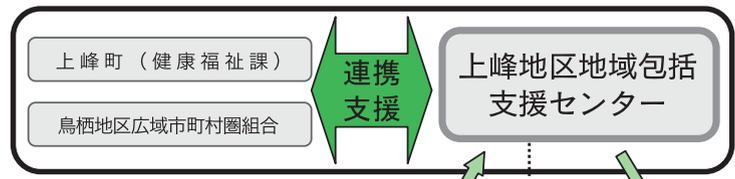


# 第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

## 上峰地区圏域



**コーディネート(上峰町地域包括支援センター)**



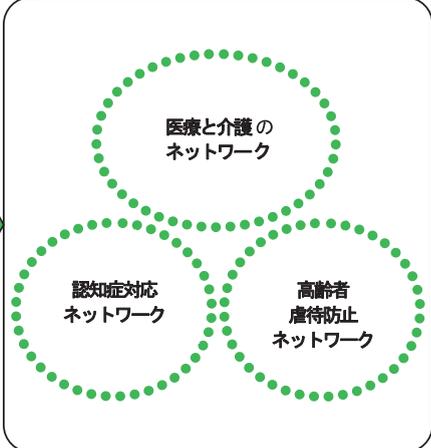
支援 ↑

つなぎ ↓

**上峰町の関係団体ネットワーク**

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 上峰町 (その他の部局) | 鳥栖保健福祉事務所      |
| 区長会          | 総合相談支援センターキャッチ |
| 民生児童委員連絡協議会  | 鳥栖地区介護支援専門員協議会 |
| 社会福祉協議会      | あんしんサポートセンター   |
| 老人福祉センター     | 県社会福祉士会        |
| シルバー人材センター   | 鳥栖警察署・坊所駐在所    |
| ボランティア連絡協議会  | 西消防署 など        |

**課題に対処する専門機関のネットワーク**



連携 ↔



## 基本目標2 在宅生活の重視

### 基本施策4 活動的で充実した生活の支援

#### 現状と課題

- ・高齢者要望等実態調査によると、二次予防事業対象者の方の多くが、足腰などの痛みを理由に外出を控えているという結果が出ていました。
- ・外出を控えている方は、要支援者で55.3%、要介護者で49.5%、二次予防事業対象者で35.1%でした。また、誰かの車に乗せてもらわないと外出できない高齢者が増えているという結果も出ていました。このことから、高齢者が気軽に外出できるための支援策が必要です。

#### 施策の方向性と展開

- ・高齢期を元気で健康に生きがいを持って生活することができるよう、継続的な健康づくりや介護予防を推進していくとともに、地域社会の支え手の一員として、これまでに培ってきた豊かな経験、知識、能力を活かした社会参加、ボランティア等の地域貢献活動を支援します。
- ・高齢者が気軽に外出できるための支援策を講じます。

#### 施策の視点

- ・ボランティア・NPO法人の活動の促進
- ・外出しやすい生活環境の整備

#### 【施策実現のための主な事業】

事業名	事業の目的と事業概要	事業区分
ボランティア・NPO法人等の実態調査	介護予防事業との連携を図るため、ボランティア及び介護関係NPO法人の窓口となっている行政担当課や社協と連携することで、情報共有、実態把握を行います。	地域支援事業 (任意事業)
ボランティア育成事業	佐賀県が実施予定のボランティアポイント制度(サポータリア)を活用し、本圏域のボランティアの育成をめざします。	地域支援事業 (任意事業)
移送サービス開設のための事業者説明	高齢者の日常の移動手段を確保するため、既存のタクシー業者や訪問介護事業所に対し、移送サービスに関する説明会を開催し、事業の誘導を図ります。	—

# 第4章

## 基本理念の実現に向けた施策の展開

### 基本目標2 在宅生活の重視

#### 基本施策5 医療と介護の連携

##### 現状と課題

- ・「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する基礎調査」(平成23年3月、厚生労働省実施)によると、介護支援専門員が感じる医療との連携について、「医療・リハビリに関する知識に自信がない」(54.3%)、「病院・診療所を訪問することにためらいがある」(39.2%)、「医師の協力が得られない」(33.8%)が上位にあがっており、医療と介護の連携が全国的な課題となっています。
- ・高齢者の方が地域で安心して生活するためには、医療と介護との連携を促進する必要があります。
- ・国は地域包括支援センターが開催する地域ケア会議において医療と介護をはじめとする様々な機関との連携を想定しています。
- ・本組合管内のセンターでは、医師の参加がない(平成24年3月現在)ため、医師が参加することで、医療と介護の連携が図れる体制の構築が課題です。

##### 施策の方向性と展開

- ・医療ニーズの高い高齢者であっても、地域で安心して生活できるよう、医療と介護が円滑に提供される環境の整備を図ります。
- ・地域包括支援センターが主催する地域ケア会議等へ医療関係者が参加出来るよう、支援を行います。

##### 施策の視点

- ・医療と介護の連携のあり方に関する検討
- ・連携の場の検討

#### 【施策実現のための主な事業】

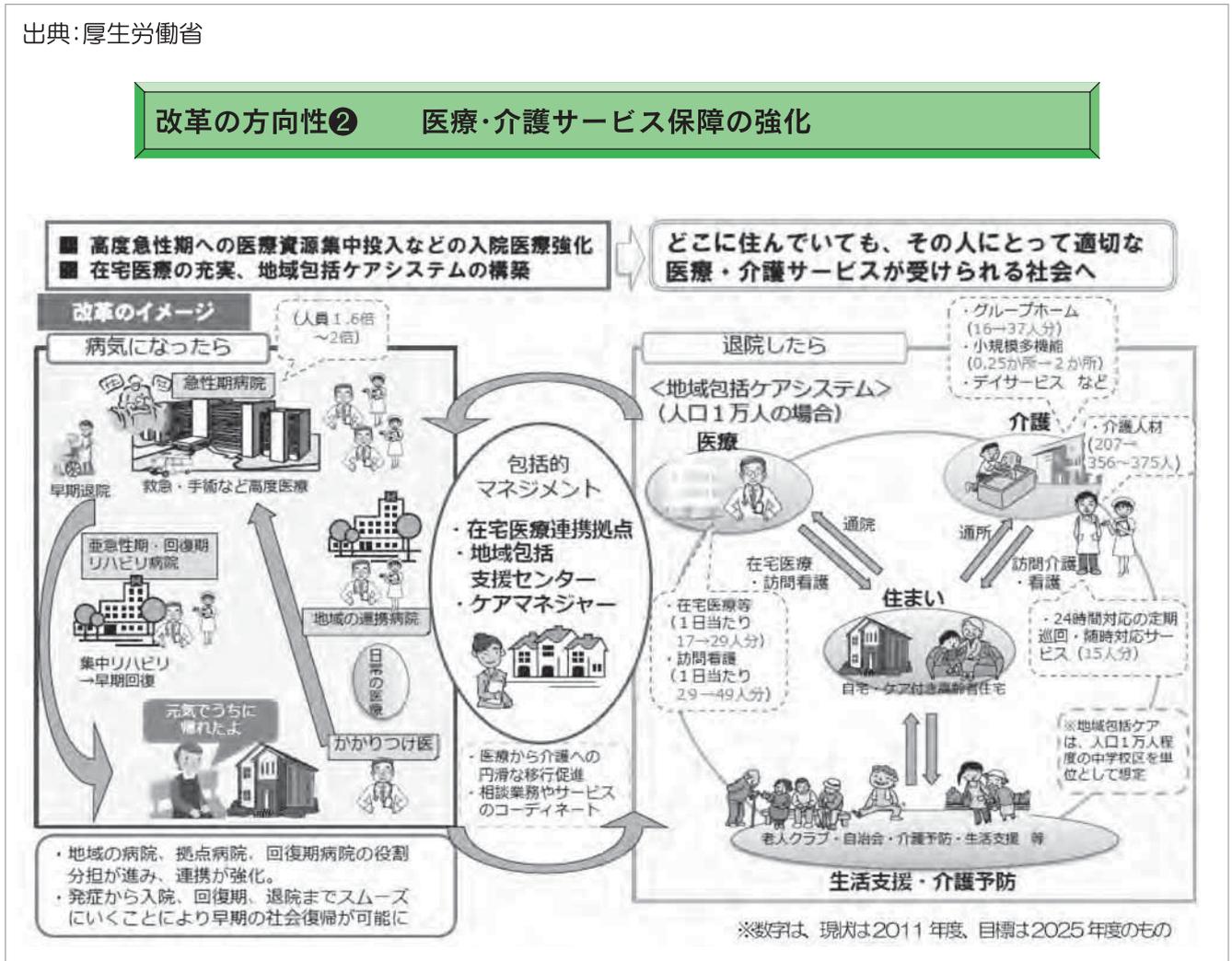
事業名	事業の目的と事業概要	事業区分
医療と介護の連携体制のあり方に関する検討	医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づく「佐賀県保健医療計画」に定める東部地域医療協議会において、「地域における保健・医療・福祉の連携強化に関する事項」に沿って、当該協議会の所管である鳥栖保健福祉事務所や医師会との連携を図りながら、医療と介護の連携体制の在り方に関する検討を行います。	—



<p>認知症疾患医療センターとの連携(再掲)</p>	<p>認知症の専門的な医療を提供する認知症疾患医療センターと認知症連携担当者を配置する地域包括支援センターが相互に協力し、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制を強化することで、認知症に関する医療と介護の切れ目のない提供をめざします。</p>	<p>地域支援事業 (包括的支援事業)</p>
<p>地域ケア会議等への医療関係者の参加</p>	<p>地域包括支援センターが主催する地域ケア会議へ医療関係者(医師、医療ソーシャルワーカー、精神科ソーシャルワーカー、作業療法士、理学療法士等)が参加しやすい環境を整えます。 また、地域ケア会議の中では、医療と介護の連携のための具体的な方法として、入院後の在宅復帰に関する連携のあり方や医療と介護それぞれの現場における課題等について協議していきます。</p>	<p>地域支援事業 (包括的支援事業)</p>

出典:厚生労働省

**改革の方向性② 医療・介護サービス保障の強化**



# 第4章

## 基本理念の実現に向けた施策の展開

### 基本目標2 在宅生活の重視

#### 基本施策6 高齢者が安心できる住まいの提供

##### 現状と課題

- ・ 高齢者要望等実態調査では、「一人暮らし」は、14.8%となっており、年々増加しています。また、家族と同居であっても、日中は1人で過ごしている高齢者が増えています。
- ・ また、生活の多様化に伴い、高齢者が安心して生活できる環境の整備の在り方についても検討が必要です。

##### 施策の方向性と展開

- ・ 高齢者が安心して生活することが出来るように、高齢者関係の住宅施策に関する周知を行います。

##### 施策の視点

- ・ 多様な住まいの普及・確保

#### 【施策実現のための主な事業】

事業名	事業の目的と事業概要	事業区分
サービス付き高齢者向け住宅の普及支援	県知事への登録制度として「サービス付き高齢者向け住宅制度」が創設されることに伴い、民間による整備・供給の促進が期待されるところであり、こうした住宅基盤を有効に活用していくため、制度の周知普及等の取り組みを行います。	—
住宅施策との連携	市町が行う公営住宅のバリアフリー化や高齢者向けなどの特定目的住宅を公営住宅内に増やす取り組み等についての連携を図ります。	—



<p>建築事業者とケアの専門家が連携した住宅改修の取り組みに対する支援</p>	<p>「佐賀県高齢者居住安定確保計画」では、佐賀県の取り組みとして、①個々のニーズに応じた適切な提案ができる人材の育成、②介護や福祉用具などの知識を持った建築事業者の人材育成及び③理学療法士や作業療法士などのケアの専門家の中から、建築事業者に改修のアドバイスができる人材の育成を行うこととしているため、それらの事業との連携を図ります。(図2)</p>	<p>—</p>
<p>介護予防相談会</p>	<p>介護予防相談会時に、住宅改修等に関するアドバイスをを行い、高齢者が自宅で安心して生活するための支援を行います。</p>	<p>地域支援事業 (介護予防事業)</p>

出典:厚生労働省 図1

### サービス付き高齢者住宅と介護保険の連携イメージ

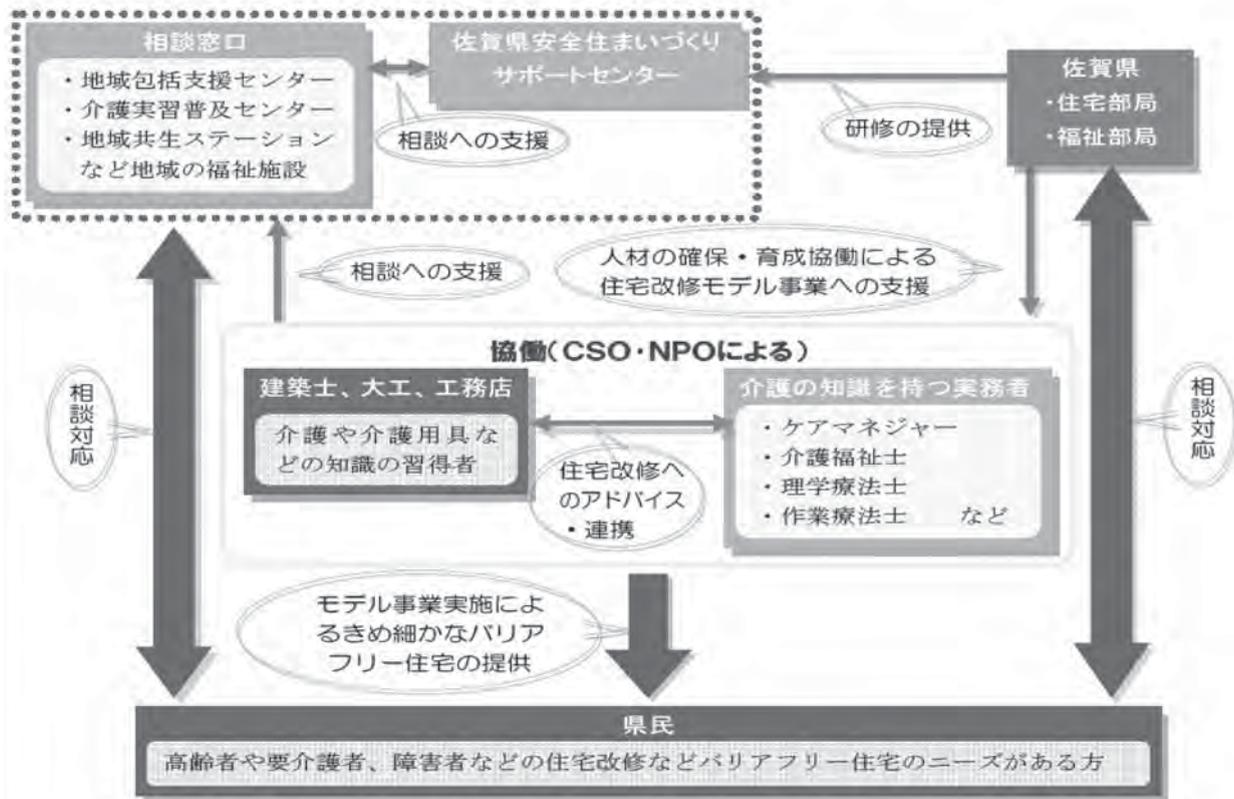
日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、特別養護老人ホームなどの施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、新たに創設される「サービス付き高齢者住宅」(高齢者住まい法:国土交通省・厚生労働省共管)に、24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」(介護保険法:厚生労働省)などの介護サービスを組み合わせた仕組みの普及を図る。



# 第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

出典:佐賀県高齢者住居安定確保計画 図2

■建築事業者とケアの専門家が連携した住宅改修の取組のイメージ



第4章



## 基本目標3 適切な介護サービスの提供

### 基本施策7 高齢者に分かりやすい仕組みづくり

#### 現状と課題

- ・構成市町で広報誌の発行回数や発行形式が異なるため、適時に必要な情報提供が難しい状況にあります。

#### 施策の方向性と展開

- ・介護サービスの仕組みや利用の仕方を定期的に情報提供します。

#### 施策の視点

- ・質の高いサービスを適切に選択・利用できる環境の整備

#### 【施策実現のための主な事業】

事業名	事業の目的と事業概要	事業区分
介護保険P R 事業 (再掲)	本組合で発行する「みんなの介護保険」等の機関誌へ介護保険制度に関する記事を掲載することにより、高齢者が利用しやすい制度となるための取り組みを実施します。	組合自主事業
介護保険出前講座	介護保険に関する出前講座を通して、高齢者が理解しやすい制度となるための取り組みを実施します。	地域支援事業 (任意事業)
介護サービス事業所に関する情報の提供	利用者が、自由な選択のもと、適切な介護サービスの提供を可能にするため、本圏域の介護サービス事業所に関する情報の提供を行います。	地域支援事業 (任意事業)
介護保険ガイドブック作成業務	介護保険の制度や利用の仕方についての手引きである「介護保険ガイドブック」を毎年作成し、新たに要支援・要介護認定を受けた利用者へ配布するとともに、地域住民への説明資料としても活用します。	保険給付費事業
居宅介護支援事業所・地域包括支援センター(介護予防支援事業所)に対する説明会	地域高齢者のケアマネジメントを担う居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター(介護予防支援事業所)に対し、介護保険制度や本組合独自の取り組みについて毎年説明会を実施することで、地域のケアマネジャーの資質の向上、平準化を図ります。	地域支援事業 (任意事業)
ホームページによる情報発信	本組合のホームページを活用し、情報をタイムリーに提供することで、迅速な情報提供に努めます。	—

# 第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

## 基本目標3 適切な介護サービスの提供

### 基本施策8 高齢者を支えるサービスの充実

#### 現状と課題

- ・ 高齢者要望等実態調査では、「一人暮らし」は、14.8%となっており、国勢調査からも、年々増加していることがうかがえます。また、家族と同居であっても、日中は1人で過ごしている高齢者が増えています。このことから、高齢者の在宅生活のための支援策が必要です。

#### 施策の方向性と展開

- ・ 地域包括ケアシステムの中心的なサービスとなる小規模多機能型居宅介護の整備を推進するとともに、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備推進を図ります。

#### 施策の視点

- ・ 在宅生活を支援するサービスの充実

#### 【施策実現のための主な事業】

事業名	事業の目的と事業概要	事業区分
高齢者の在宅生活を支えるサービスの適正な配置の促進	小規模多機能型居宅介護(複合型サービスを含む)や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の高齢者の在宅生活を支えるサービスの適切な整備を推進するため、事業者に対する説明会を開催します。	—



## 基本目標4 介護予防の推進

### 基本施策9 健康づくり・介護予防の総合的な推進

#### 現状と課題

- ・高齢者要望等実態調査によると、二次予防事業対象者の方の多くが、足腰などの痛みを理由に外出を控えているという結果が出ており、高齢者の6割程度の方が、「転倒・骨折の予防」「筋力の現状維持や向上」「認知症の予防」の必要性を感じ、介護予防事業への参加意向は「参加したい」が4割以上で、「参加したくない」の約2倍となっており、介護予防教室等の拡充が必要です。
- ・二次予防事業対象者・要支援者の既往症は、生活習慣病及び筋骨格系が高くなっており、壮年期からの予防の取り組みが必要です。
- ・健康づくりと介護予防関連の事業は、各事業が個別に実施されているため、連携が必要です。
- ・事業評価が十分でないため、予防事業についての検証を行う体制の構築が必要です。
- ・地域高齢者の相談窓口であり、介護予防ケアマネジメントを担う地域包括支援センターと組合、市町が連携し、効果的な介護予防の取り組みについての検討が必要です。
- ・集団を対象とした画一的なサービス提供が行われることが多く、高齢者の状態にあわせた個別のアプローチについての検討が必要です。
- ・これからの高齢社会においては、介護保険サービスなどの公的なサービスだけでは高齢者を支えていくことは難しいため、既存のボランティア団体の実態把握や支援策についての検討が必要です。

#### 施策の方向性と展開

- ・介護を必要としない、あるいは、介護を必要とする期間をできるだけ短くできるように、壮年期から地域住民自身が進んで心身の健康について知識を深め、健康を基盤とした生活の質の向上を図ることをめざします。
- ・高齢期を元気で健康に生きがいを持って生活することができるよう、継続的な健康づくりや介護予防を推進していくとともに、地域社会の支え手の一員として、これまで培ってきた豊かな経験、知識、能力を活かした社会参加、ボランティア等の地域貢献活動を支援します。

#### 施策の視点

- ・生涯を通じた健康づくり、介護予防の促進
- ・効果的な介護予防の取り組みの推進
- ・健康づくり、介護予防を支援する取り組み充実

# 第4章

## 基本理念の実現に向けた施策の展開

### 【施策実現のための主な事業】

事業名	事業の目的と事業概要	事業区分
高齢者実態把握事業 (再掲)	要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対し、日常生活圏域ニーズ調査を実施し、当該調査へ含まれる基本チェックリストの結果から、二次予防事業の対象者を把握するとともに、地域の高齢者の実態把握を行います。	地域支援事業 (介護予防事業)
生活支援アドバイス票の送付	日常生活圏域ニーズ調査の結果について、「生活支援アドバイス票」として本人へ返送することで、介護予防への意欲を高めるとともに、市町の行う介護予防教室への参加勧奨にも活用します。	地域支援事業 (介護予防事業)
世代を超えた健康づくり	生活習慣病を原因として要支援・要介護認定を受ける人が少なくないことから、市町の健康増進部局との連携を図ります。 具体的には、生活習慣病の予防と介護予防の関係について広報するとともに高齢者の健康づくりに対する意欲向上への支援を行います。 また、健康づくりに関連する機関との定期的な調整会議の実施により、情報の共有を行います。	地域支援事業 (介護予防事業)
参加しやすい介護予防教室の検討	健康出前講座、健康体操等の市町が行う介護予防事業について、送迎や身近な場所での開催等参加しやすい取り組みが行われるよう本組合及び構成市町により検討します。	地域支援事業 (介護予防事業)
性別や年齢等高齢者の状況に応じた介護予防の実施	市町が行う介護予防事業について、福祉系専門学校等と連携しながら、性別や年齢等高齢者の状況に応じた効果的な介護予防プログラムについて検討します。	地域支援事業 (介護予防事業)
二次予防事業参加の促進	二次予防事業の介護予防教室について、次の目標値を設定し、教室参加者の増加をめざします。 平成22年度143名⇒平成26年度1,130名	地域支援事業 (介護予防事業)
訪問型介護予防事業の実施	基本チェックリストの結果、うつ、閉じこもり、認知症の対象となる高齢者について、訪問型介護予防事業を実施し、適切な対策を講じます。	地域支援事業 (介護予防事業)



介護予防施策評価事業	本計画作成時に見込んだ「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」の達成状況について、本組合統一の手法により評価を実施します。	地域支援事業 (介護予防事業)
要支援・要介護者実態調査	主治医意見書に記載された要支援・要介護の原因疾患についての統計をとり、年度ごとに追跡調査を実施することにより、経年による比較検証を行い、市町毎の傾向と対策について分析します。 また、検証結果について健康増進担当部局へ情報提供し、生活習慣病予防の取り組みと介護予防の取り組みの連携を図ります。	地域支援事業 (介護予防事業)
介護保険PR事業 (再掲)	介護予防に関するパンフレット(地域の福祉・介護情報マップなど)を作成し、出前講座や介護予防相談会の際に配布し、地域住民の介護予防に関する普及啓発を図ります。	地域支援事業 (介護予防事業)
介護予防講演会 (再掲)	一般住民向けの介護予防講演会を市町と連携して開催し、地域住民の介護予防に対する理解を深めます。	地域支援事業 (介護予防事業)
介護予防相談会 (再掲)	介護予防に関する身近な相談窓口として、地区公民館等において、定期的な介護予防相談会を開催します。	地域支援事業 (介護予防事業)
ロコモティブシンドローム予防の推進	第5期さがゴールドプラン21において位置づけられているロコモティブシンドローム(運動器症候群)予防に関する次の事業について、佐賀県との連携を図るとともに、積極的な推進を図ります。 ①ロコモティブシンドローム予防運動の推進 一次予防や二次予防の既存の事業と連携します。 ②ロコモティブシンドローム予防の普及啓発 本組合の行う介護保険PR事業と連携します。	地域支援事業 (介護予防事業)

# 第4章

## 基本理念の実現に向けた施策の展開

### 基本目標5 介護給付の適正化の推進

#### 基本施策10 介護保険制度の円滑な実施とケアマネジメント機能の強化

##### 現状と課題

- ・ 介護保険制度は本人や家族により介護サービス事業者を選択することができますが、安心して制度を利用するためには、介護サービス事業者の質の向上が必要です。
- ・ 介護保険制度の利用者が増加することに伴い、安定してサービスを提供するためには介護従事者の確保・定着が必要です。
- ・ 介護保険制度を適正に運営していくためには、介護支援専門員の資質や専門性を向上させることが必要です。

##### 施策の方向性と展開

- ・ 多様化する利用者のニーズに対応できる質の高い適正なサービスの提供ができるよう、事業所に対する指導・支援を推進します。
- ・ 介護従業者のスキルアップや人材育成策を推進します。
- ・ 定期的な情報提供により、介護保険制度などの周知活動を行い、利用者の制度についての理解を深め、適切なサービス利用を推進します。
- ・ 事業所や介護職員に対する指導・支援を継続することで、介護現場全体の質の向上をめざし、“やりがい”のある職場づくりへの支援を行います。
- ・ 適切な認知症ケアやレベルの高いケアマネジメントが可能な介護支援専門員の育成をめざします。

##### 施策の視点

- ・ 介護保険制度の適正な運営
- ・ 介護サービスの質の向上と人材育成の推進

#### 【施策実現のための主な事業】

事業名	事業の目的と事業概要	事業区分
集団指導・実地指導	地域密着型サービス事業所等が、法令や運営基準に基づき、適正なサービスが提供できるよう、年に1回の集団指導と定期的な実地指導を実施します。	地域支援事業 (任意事業)
介護保険PR事業 (再掲)	定期的な情報提供により、介護保険制度説明などの周知活動を行い、制度についての理解を深め、適切なサービス利用を推進します。	地域支援事業 (任意事業)
佐賀県国保連合会 介護給付費適正化 縦覧審査	年4回国保連合会で実施されている縦覧審査により各事業所に対し指導等を行い、介護給付費の適正化を図ります。	地域支援事業 (任意事業)



介護給付費適正化 医療情報突合	国保連合会が提供する医療保険情報と介護保険情報の突合を行い、不適切な事例については事業者へ是正を求め、介護給付費の適正化を図ります。	地域支援事業 (任意事業)
福祉用具貸与費の 公正な価格審査	福祉用具貸与に係る費用は他の介護報酬と異なり公定価格が定められていないため、同一品目であっても事業者ごとに開きがあります。 平均から乖離している事業者については、不公正な価格設定になっていないかの確認を行います。	地域支援事業 (任意事業)
住宅改修・福祉用具 等の点検	住宅改修については、申請通りの施工がなされているかどうかを確認するため、竣工写真はメジャーをあてて撮影するよう指導するとともに、必要に応じて現地確認を行うことで、不適切な工事を防止する取り組みを行います。 また、福祉用具購入については、担当の介護支援専門員から使用状況確認書の提出を求めるとともに、必要に応じて現地確認を実施することにより、適切な使用の確認を行います。	地域支援事業 (任意事業)
ケアプランチェック 事業	高齢者のケアマネジメントを担う介護支援専門員の資質向上を図るため、ケアプランの点検を実施し、必要に応じ指導を行います。	地域支援事業 (任意事業)
介護職員等基礎研修 事業(再掲)	介護保険サービス事業者向けの研修事業を継続し、介護保険サービスの質の向上を図ります。	地域支援事業 (任意事業)
地域密着型サービス 事業所及び施設・居住 系サービス事業所の 勉強会	地域密着型サービス事業所及び施設系サービス事業所を対象として、定期的にケアプラン等の「勉強会」を開催し、ケアマネジメントの標準化を図ります。	地域支援事業 (任意事業)
グループホームの 交換実習	本圏域のグループホーム間で、介護従業者の「交換実習」を行い、全体的なレベルアップを図ります。	地域支援事業 (任意事業)

# 第4章

## 基本理念の実現に向けた施策の展開

<p>地域密着型サービス事業所の運営推進会議への参加</p>	<p>2ヶ月に1回開催される地域密着型サービス事業所の運営推進会議へ出席し、事業所が提供するサービスの内容を利用者、利用者の家族、地域の方などとともに検討し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の向上を図ります。</p> <p>また、地域密着型サービス事業所は、地域住民と密接に連携した事業所となる必要があることから、運営推進会議出席時に、地域と連携するための具体的な方策についての提案を行います。</p>	<p>地域支援事業 (任意事業)</p>
<p>介護あんしん相談員派遣事業</p>	<p>介護事業所を訪ね、利用者の疑問や不満、心配事等の相談を受け、サービス事業者と利用者の橋渡し役となって、その解消を図り、介護サービスの質の向上をめざします。</p>	<p>地域支援事業 (任意事業)</p>
<p>事業所協議会等との連携</p>	<p>本組合に存在する鳥栖地区介護支援専門員協議会、鳥栖地区高齢者グループホーム事業所連絡協議会及び鳥栖地区訪問介護事業所連絡協議会との連携を図り、介護サービスの質の向上をめざします。</p>	<p>地域支援事業 (任意事業)</p>
<p>居宅介護支援事業所・地域包括支援センター(介護予防支援事業所)に対する説明会(再掲)</p>	<p>地域高齢者のケアマネジメントを担う居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター(介護予防支援事業所)に対し、介護保険制度や本組合独自の取り組みについて説明会を実施することで、地域のケアマネジャーの資質の向上、平準化を図ります。</p>	<p>地域支援事業 (任意事業)</p>



## 基本目標6 高齢者福祉計画との連携

### 基本施策11 地域の支え合いの仕組みづくりへの支援

#### 現状と課題

- ・介護保険の所管は本組合ですが、老人福祉法や高齢者虐待防止法の所管は市町の福祉担当課であるため、それぞれの権限に基づく適切な連携が課題です。

#### 施策の方向性と展開

- ・市町の作成する高齢者福祉計画との連携の取り組みを行います。

#### 施策の視点

- ・連携会議の開催

#### 【施策実現のための主な事業】

事業名	事業の目的と事業概要	事業区分
連携会議の開催	<p>市町の行う高齢者施策との連携を図るため、次の会議により調整を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域包括支援センター連携会議</li> <li>2 担当者会議</li> </ol>	地域支援事業

